

はじめに

- STEP1 次ページからの「共通事項1/7から7/7」をお読みください。
- STEP2 9ページ目の「試験品の準備方法：対応測定装置」をお読みいただき、ご依頼される試験に対応するページをご参照ください。
- STEP3 ご依頼される試験に応じて試験品をご準備ください。
- STEP4 申込書発行後、試験品をご送付ください。
※送付先住所は、申込書発行時にメールにてご連絡させていただきます。

■お受けできない試験品

試験品の特性等により、お受けできない試験品がございます。
下記ページの例を事前にご確認ください。

<https://www.iri-tokyo.jp/site/kouon/dut-preparation.html>

その他、試験受付後であっても、試験品によっては実施が出来ない場合がございますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

ご不明な点がありましたらshoumei@iri-tokyo.jpにご連絡ください。

試験品に、申込書に記載されている
「試験受付番号(例)20〇〇依物光〇〇号)」
「試験品名」をご記載ください。



試験品の取り違いを避けるためです。
光出力や給電の妨げにならない箇所に直接ご記載ください

共通事項3/7



試験品の受け渡しは、原則配送でお願いしております。

伝票には、取り違え防止の為
品名欄に「受付番号」を記載ください。

※受付番号は、申込書発行後に付与されます。

申込書右上隅に記載されておりますので、ご確認ください。

共通事項4/7

試験品の返却は、原則着払いによる配送とさせていただきます。
「クロネコヤマト宅急便」あるいは「ゆうパック」の
「着払い伝票」を同梱ください。

品名(照明器具など)をご記入ください

ゆうパック着払い伝票

両方同じ内容を
記入してください

クロネコヤマト宅急便着払い伝票

「着払い」伝票を試験品に同梱ください

感電事故等防止のためのお願い

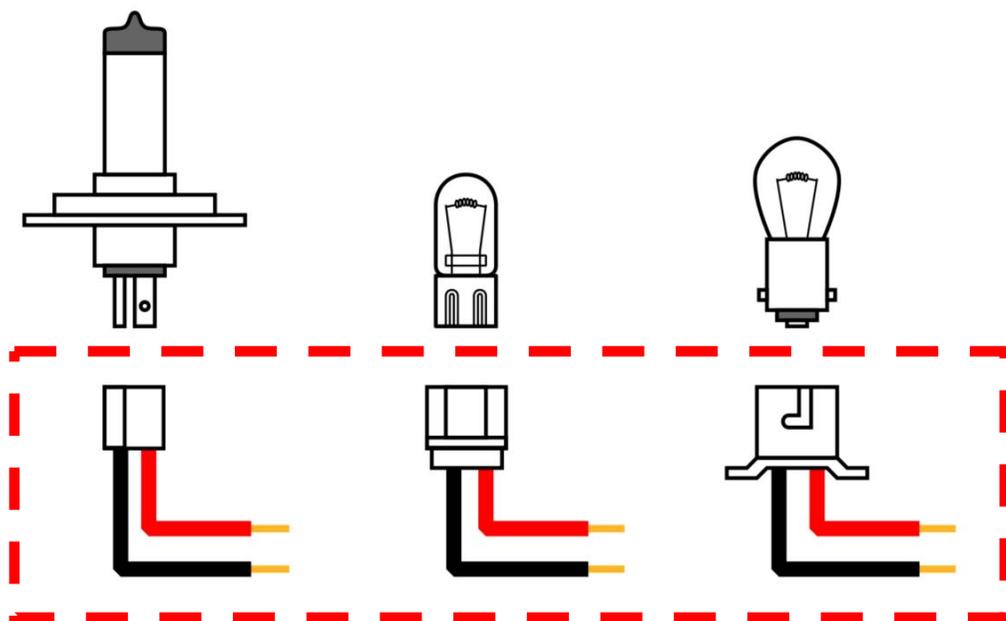
試験中の感電事故等防止のため、
導電部は必ず絶縁処理をお願い致します。
また、印加電流量に適合する電線の利用をお願い致します。

■ 特殊なコネクタを有する試験品について

専用のコネクタが必要な試験品は、
コネクタが接続されたケーブルをご準備ください。

(E10, E11, E12, E17, E26, E39, G13, GX16t-5の口金は用意がございます。)

(例) 自動車用ランプ



コネクタが接続されたケーブルの例

—ご注意—

数Aの電流が流れる試験品の場合、内部抵抗により発熱・発火する恐れがあります。十分な太さのケーブルの使用をお願いします。ケーブルの先端は20mm程度被覆を除去してください。

■電池駆動で実施する試験品について

下記事項にご了承いただくことを前提として、
電池駆動によるものでも試験の実施が可能です。
電池駆動で試験を実施される場合は、使用本数の3倍※の本数をご準備ください。(※点灯確認用、本試験用、予備用)

<事前要ご了承事項>

- ・電池は種別や消耗度によって印加電圧、電流の値が異なるため、光出力も同様に変動すること。
- ・試験は測定開始から完了まで一定程度の時間を要します。試験実施中、電池容量が変化するため、測定値はこの変動の影響を受けること。
- ・試験報告書には、電池駆動であること および 電池はお客様支給によるものである旨を記載すること。
- ・原則名義使用申請ができないこと。

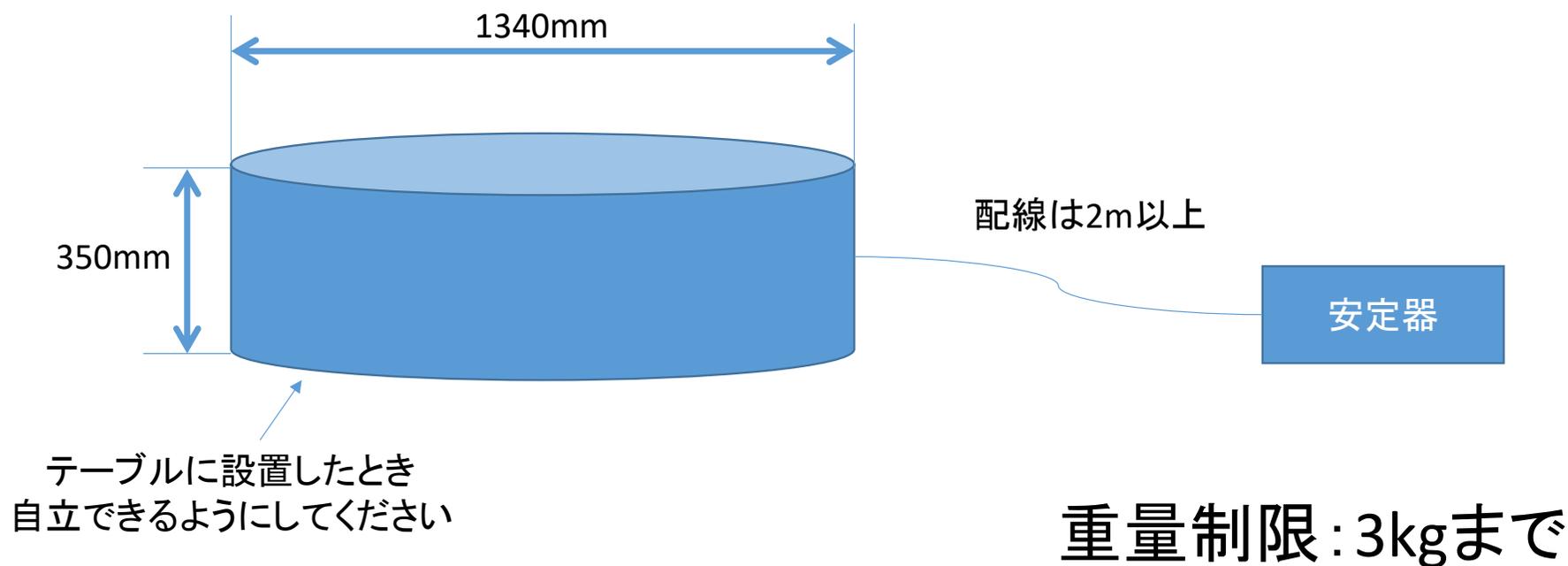
試験品の準備方法: 対応測定装置

試験内容によって、使用する測定装置が異なります。
 サイズや重量制限、治具のご準備などは、次頁以降の測定装置ごとの注意事項をご確認ください。
 複数の試験を実施する場合は、すべての条件を満足するようにしてください。

試験内容		使用する測定装置	該当ページ
全光束値(ルーメン、lm)の測定	積分球を使って測定する (JIS C 7801またはJIS C 8152-2の方法に相当)	積分球	10～14
	配光装置を使って測定する (JIS C 8105-5の方法に相当)	配光装置	15～21
	積分球を使って時間的な変動を測定する(相対値)	積分球	10～14
光度(カンデラ、cd)の測定	正面方向のみの測定	配光装置	15～21
	光度の角度分布(配光)の測定	配光装置	15～21
色彩情報(色度、色温度、 演色評価数)の測定	光源正面方向の色彩情報の測定 (JIS Z 8724 附属書Cの入射条件cに相当)	ポリクロメータ	27
	全方向の平均的な色彩情報の測定 (JIS Z 8724 附属書Cの入射条件dに相当)	積分球	10～14
照度(ルクス、lx)の測定	-	配光装置	15～21
光フリッカ(ちらつき)の測定	-	光フリッカ測定装置	27
消費電力、電流、電圧の測定	-	電力計	28
波長ごとの出力の測定	分光放射照度($\mu\text{W}/\text{cm}^2\text{nm}$)の測定	分光放射照度計	22～24
	分光全放射束(W/nm)の測定	積分球	10～14
青色光のリスクについての評価	-	青色光リスクレベル評価装置	25、26

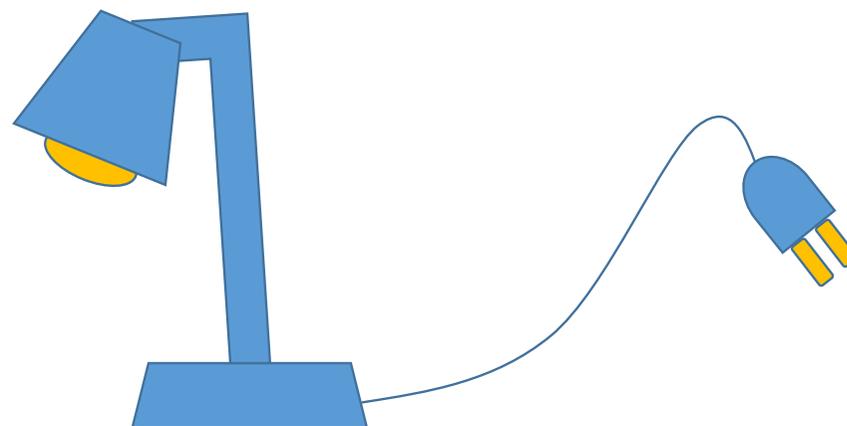
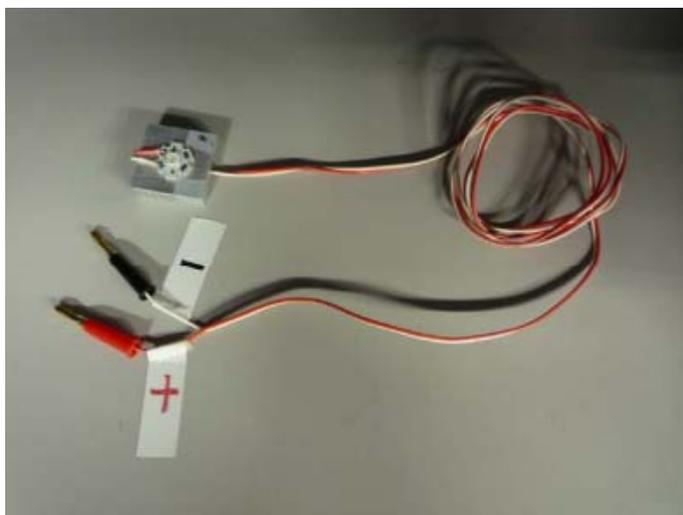
■サイズと重量制限

光源部が下記の青い円柱に収まるようにご準備ください。
安定器を別置する製品は、光源からの配線を2m以上とってください。



■ 治具と配線

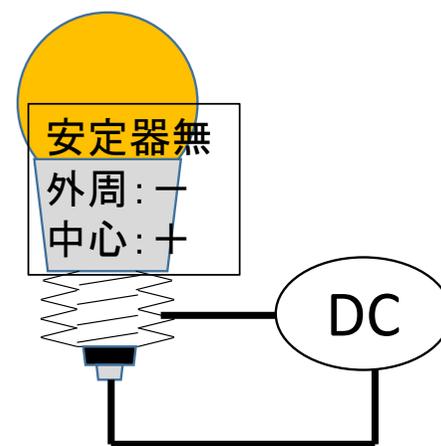
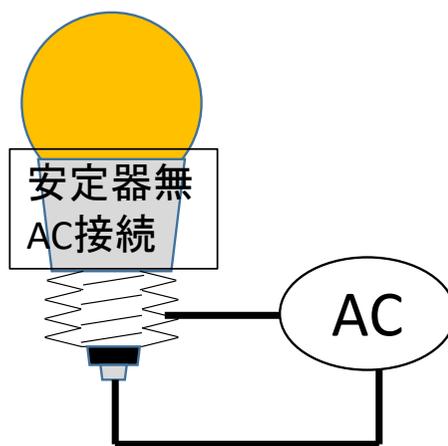
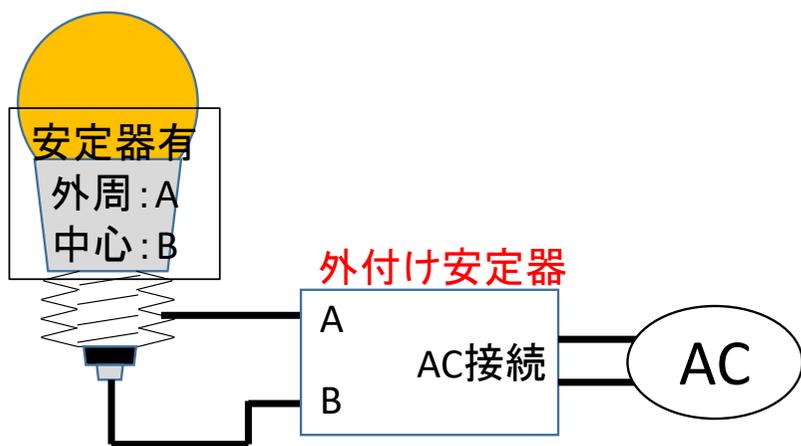
原則治具のご準備は必要ありませんが、口金を持たない製品の場合、300mm角のテーブルに安定して自立するよう、必要に応じて加工等をお願い致します。AC接続の場合は平行プラグ、DC接続の場合は極性を明示した給電線を取り付けてください。各種口金を持つ試験品については、次頁以降をご参照ください。



給電線の例

■E形口金を有する試験品

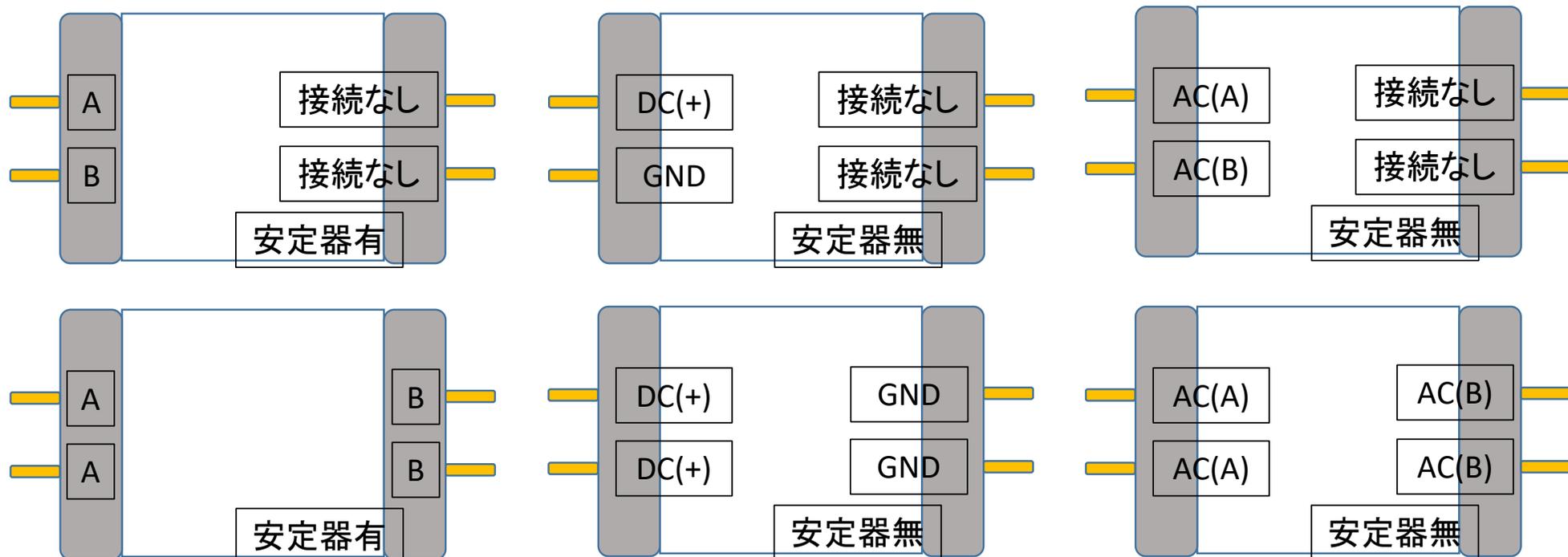
以下のように配線方法(安定器の有無、接続方法、極性)を試験品に記載してください。



■G形、L形口金を有する直管ランプ形状の試験品

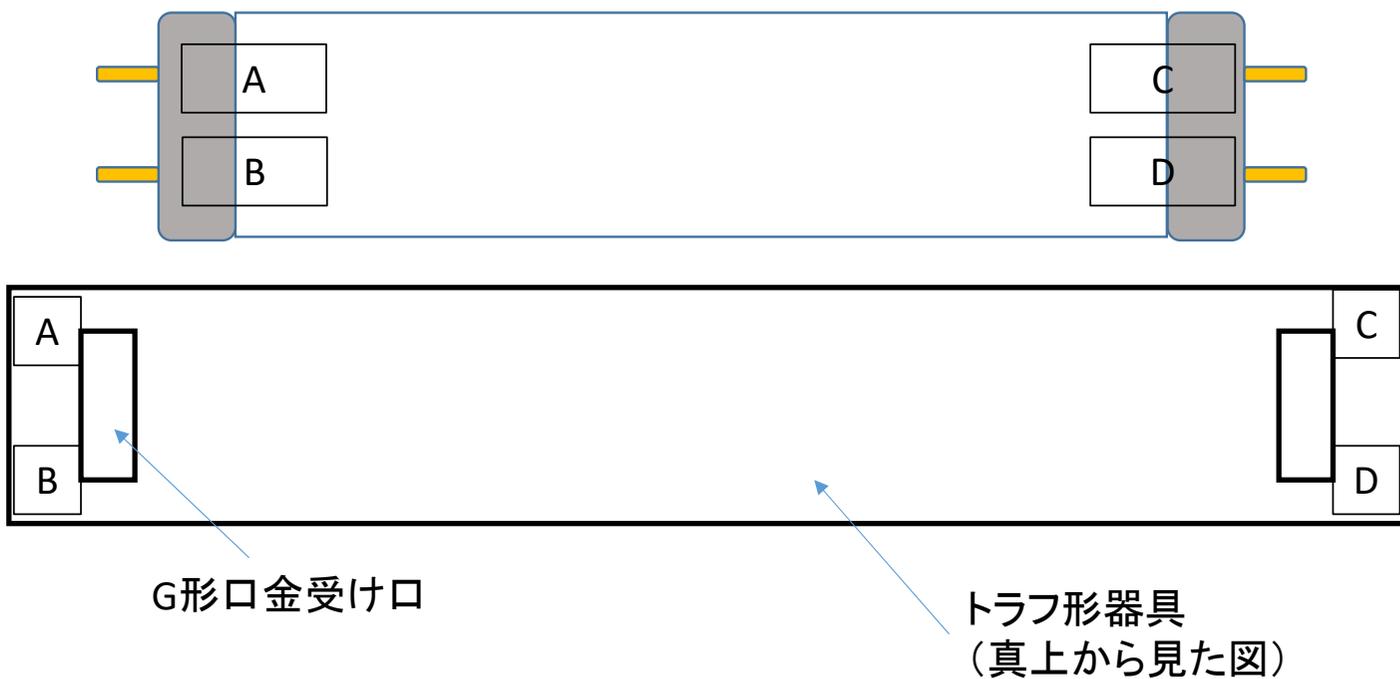
以下のように配線方法(安定器の有無、接続方法、極性)を試験品に記載してください。

安定器がある場合は、安定器側にもマーキングをお願い致します。



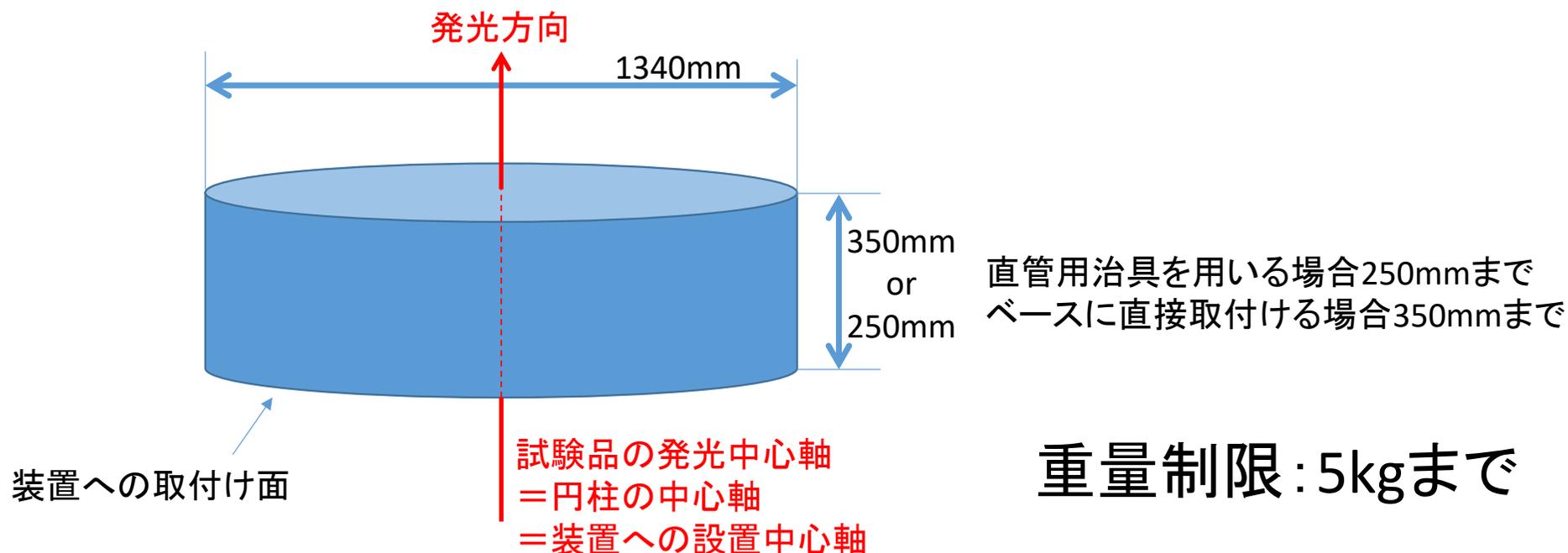
ACの一方をA、もう一方をB
としたときの表記

■G形口金を有する直管ランプ形状の試験品
点灯用器具を付属する場合は、以下のようにマーキングをお願いします。

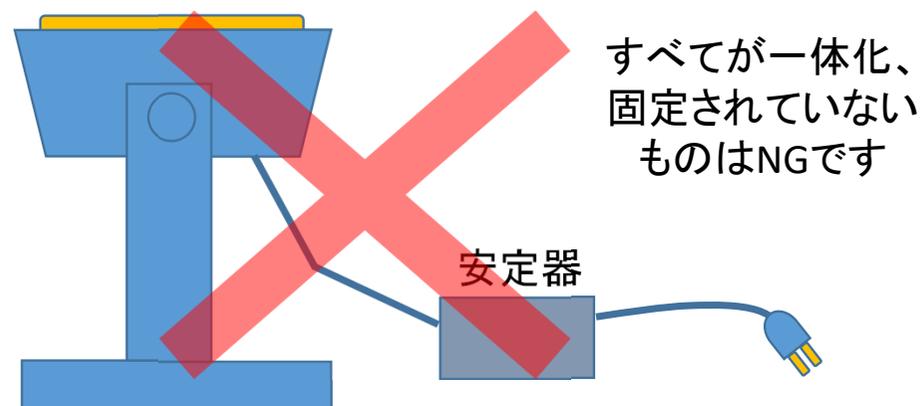
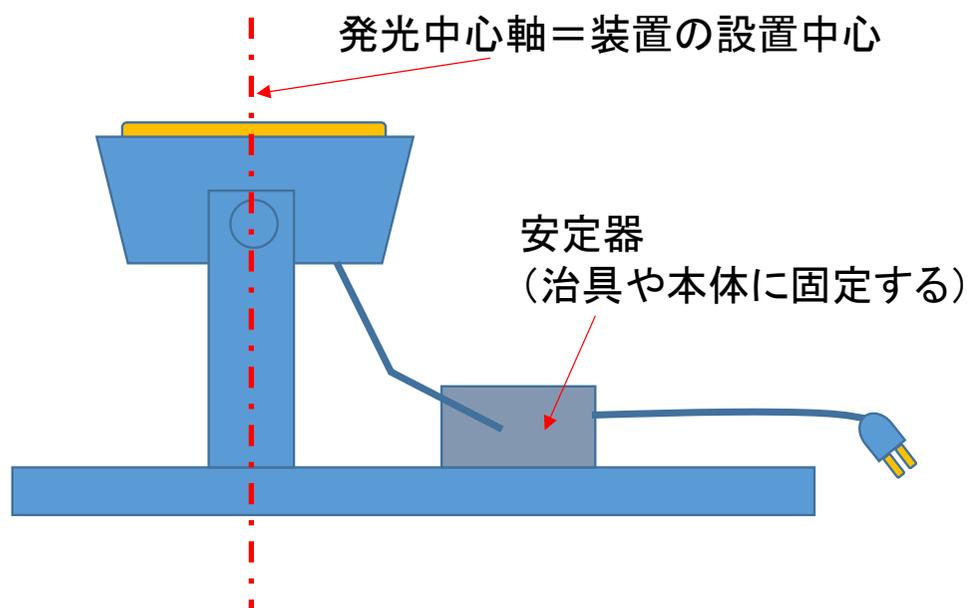


■サイズと重量制限

試験品は、治具や安定器などすべてを含んだ状態で下記の青い円柱に収まるようにご準備ください。



■安定器などがある場合

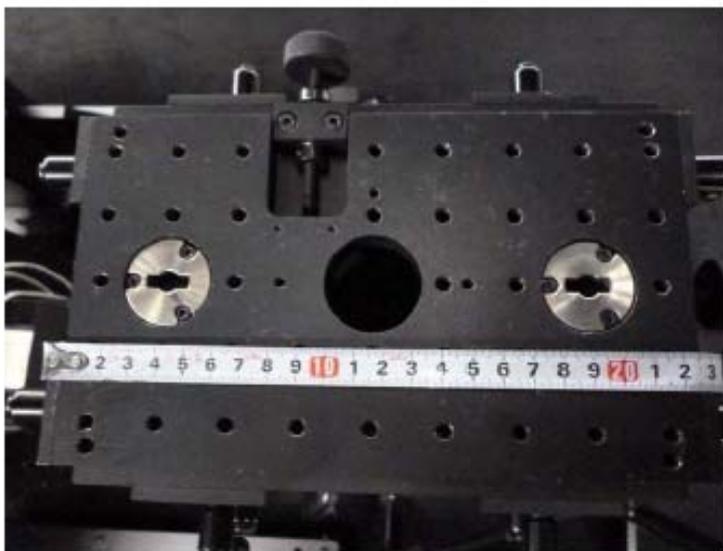


発光部、安定器、治具など、すべてが一体化および固定されている状態、かつ配線済みの状態でお持ち込みください。

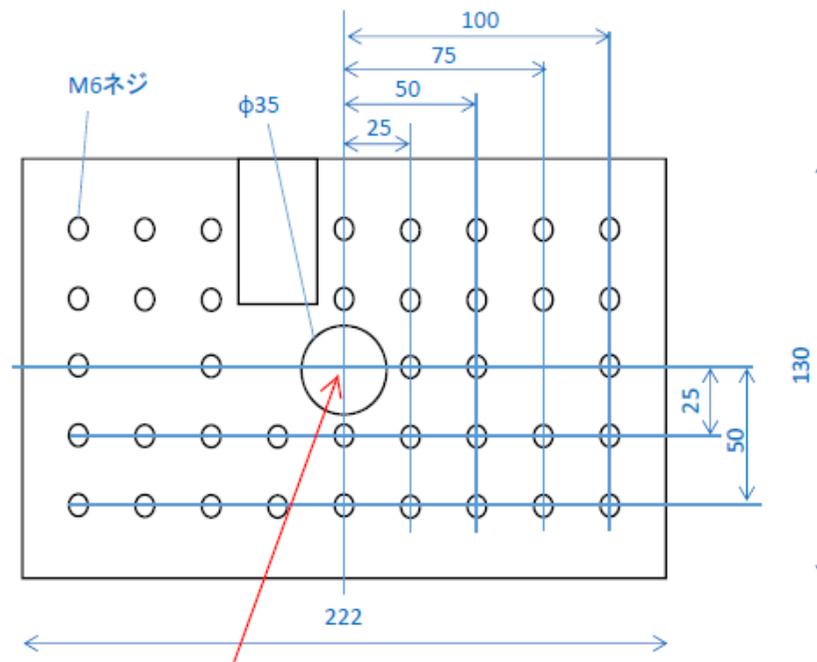
配光装置を使った測定3/7

原則、下記のベースにボルトで取り付けられるように
治具等の作成をお願い致します。
直管器具製品は、次頁以降の治具等が利用可能です。

配光測定装置のベース外観



寸法図(単位mm)



照明器具の発光中心軸と、
配光測定装置のベース中心が一致
するように治具等の作成をお願い致します。

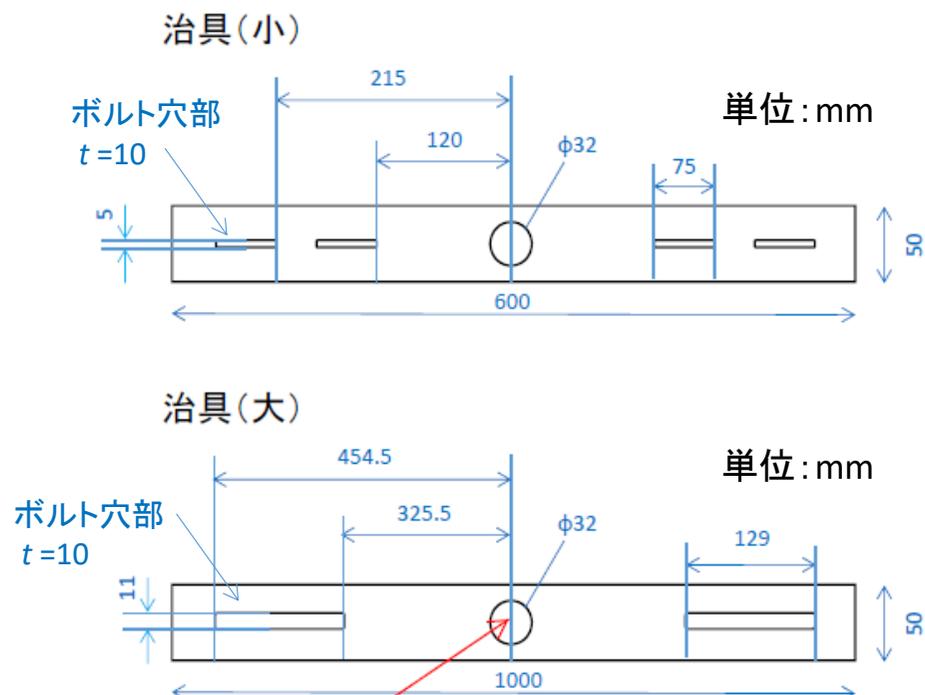
配光装置を使った測定4/7

直管用器具は下記の治具をご利用可能です。
ただし、試験品の許容最大高さが250mmになります。

弊センターの治具



治具寸法詳細



照明器具の発光中心軸と、上記治具の中心が一致するようにして下さい。

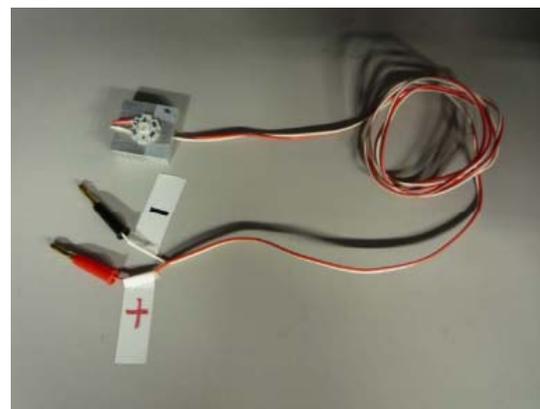
直管用治具の概要については、下記YouTube動画もご参照ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=XwFxZWuKh2U>

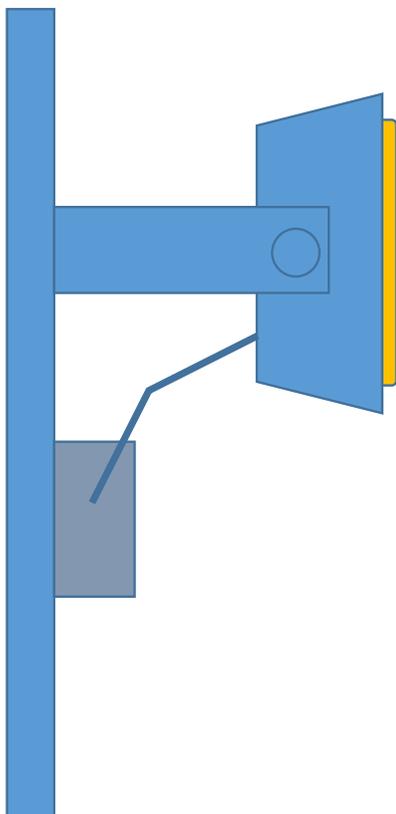
■ 配線方法



AC接続の場合は
1m程度の配線で
並行プラグをつけてください。

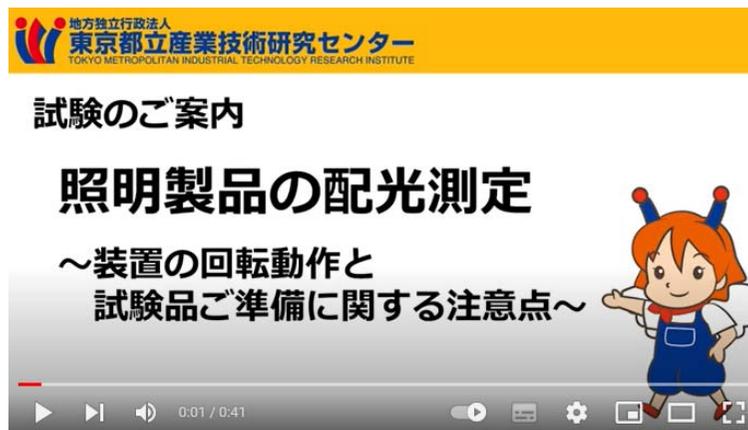


DC接続の場合は
1m程度の配線で
極性を明記してください。



試験装置の都合上、
試験品が一時的に横向きになります。
横向きに保持した時、十分な強度があるか
アームなどが回転しないか事前にご確認ください。

試験装置の動作については
下記のYouTube動画もご参照ください。



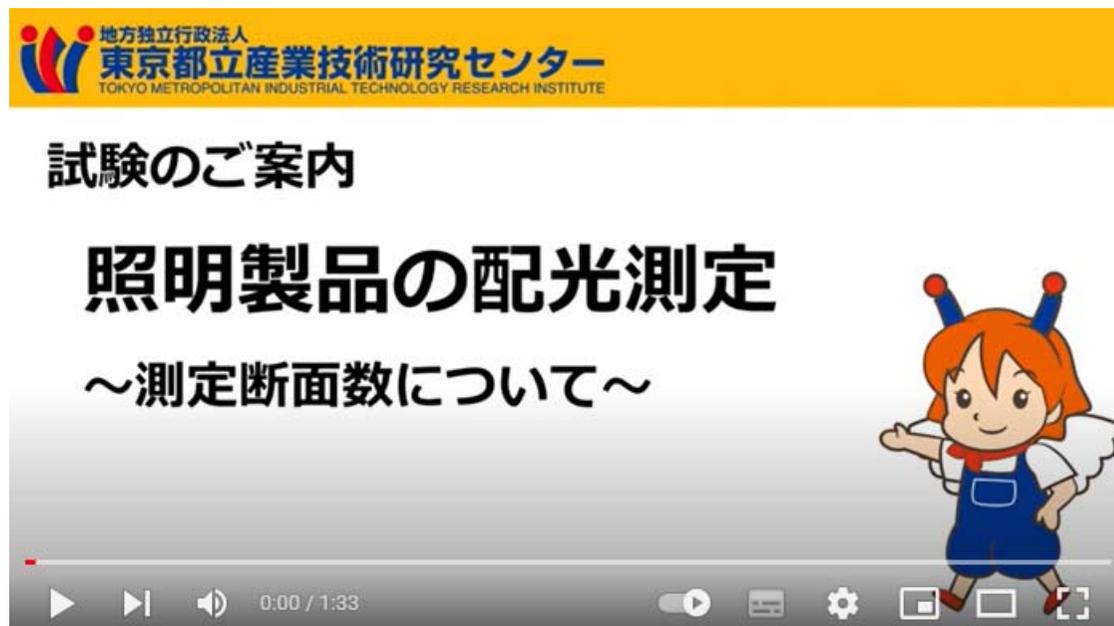
<https://www.youtube.com/watch?v=wKsq7yz7jn0>

配光装置を使った測定7/7

測定断面数の考え方

右記のYouTube動画をご参照ください。

水平面0度方向を指定したい場合は、その旨マーキングをお願いします。マーキングがない場合は、こちらで0度方向を決定させていただきます。

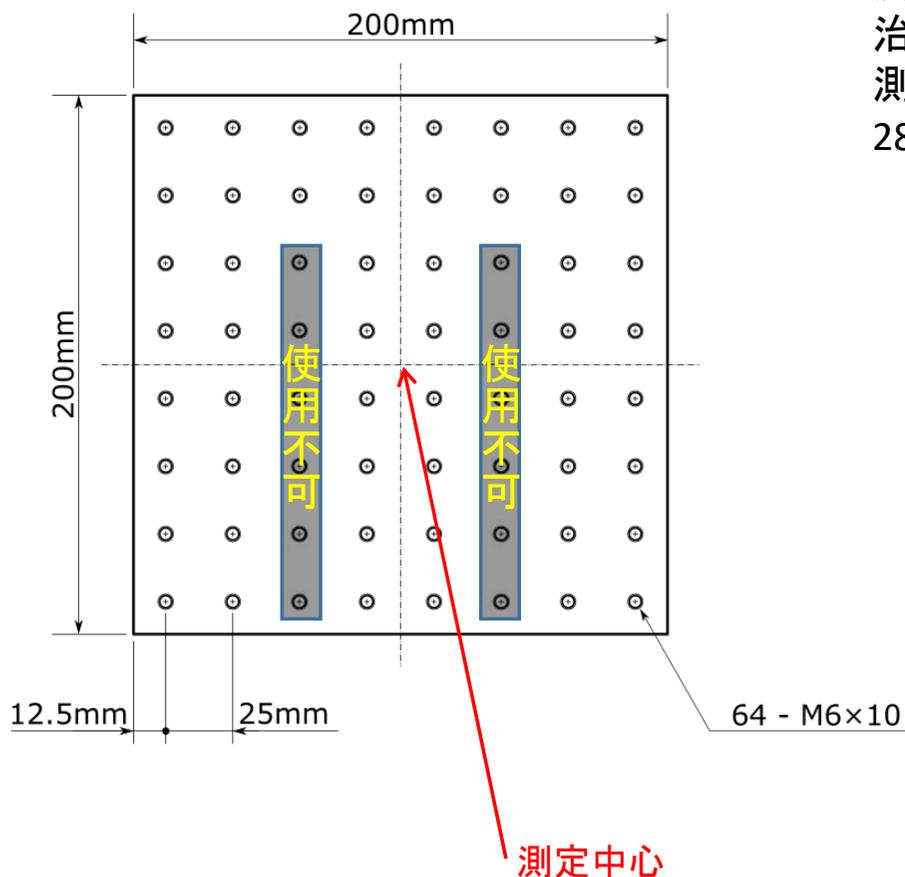


<https://www.youtube.com/watch?v=puGRPpkJz-A&t=24s>

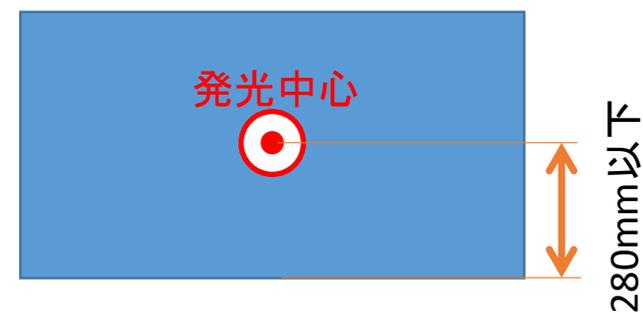
ねじ式取付治具を使う場合



重量制限: 3kgまで

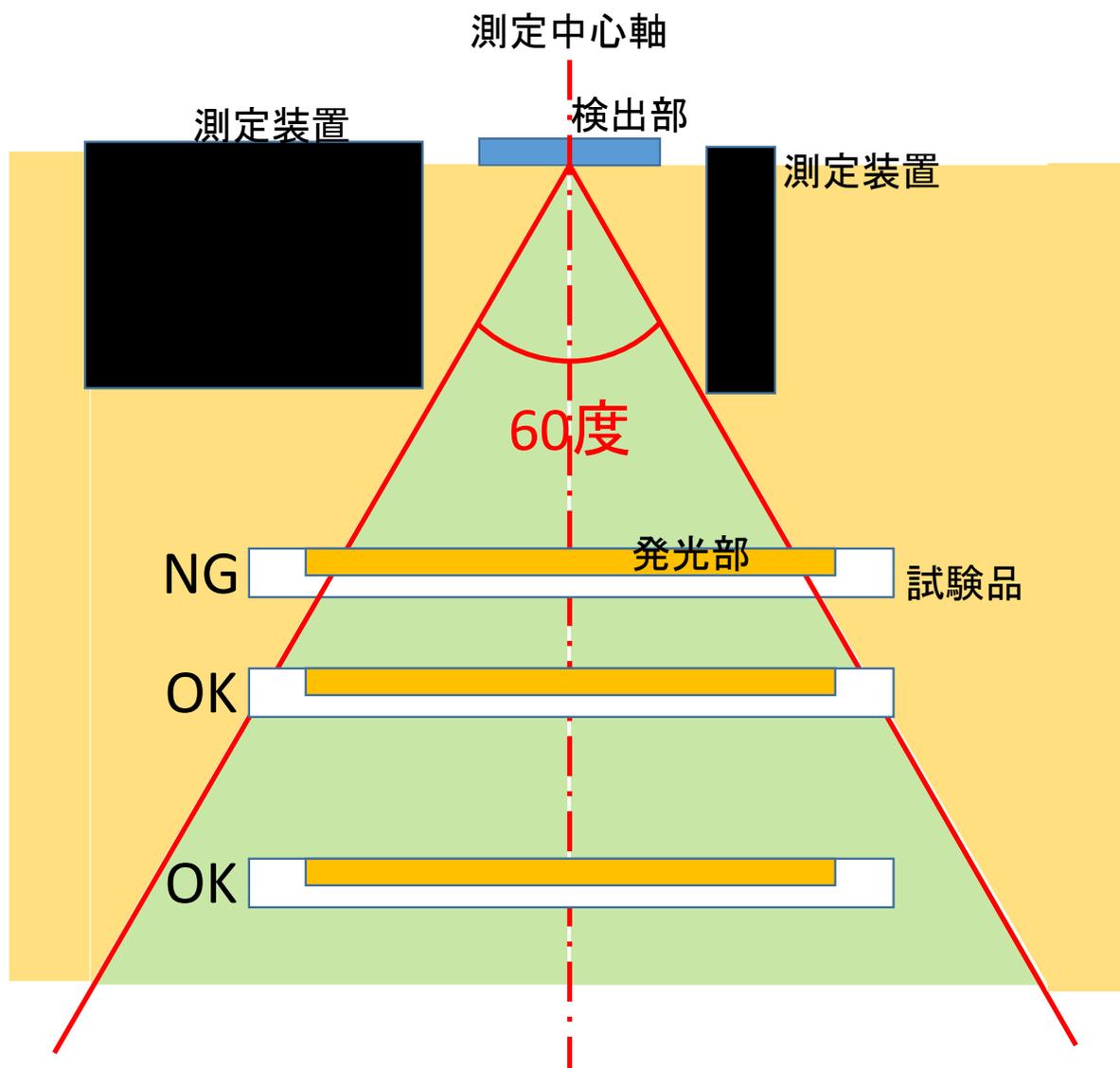


測定中心に発光中心が来るように治具を作成してください。
測定中心から下方のサイズ制限は、280mmです。



横幅のサイズ制限は次ページをご参照ください

分光放射照度計を使った測定2/2

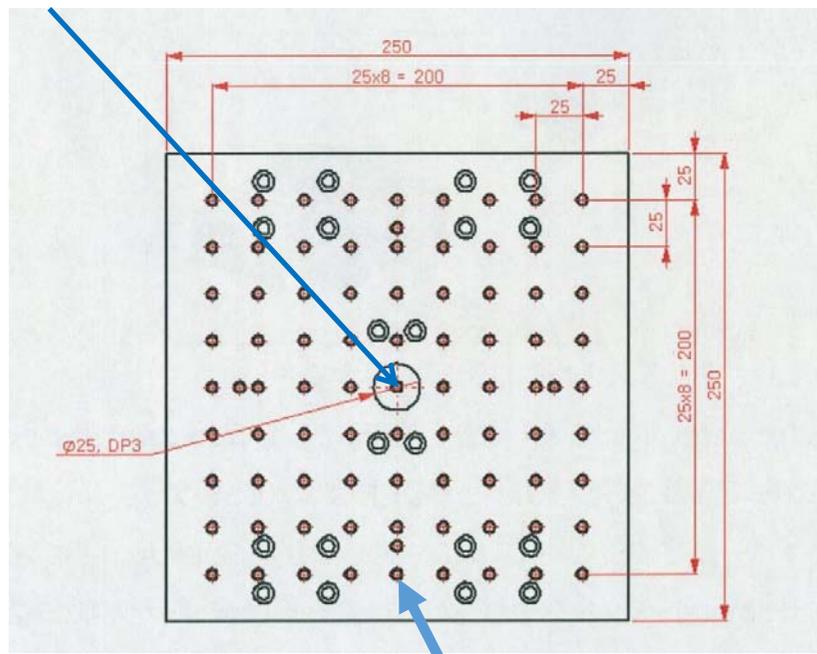


■試験品の横幅制限

測定装置の一部の影となるため、左図の黄色部分は測定ができません。発光中心を測定中心に一致させたとき、試験品の発光部が左図の緑色領域に入っている必要があります。

青色光リスクレベル評価装置1/2

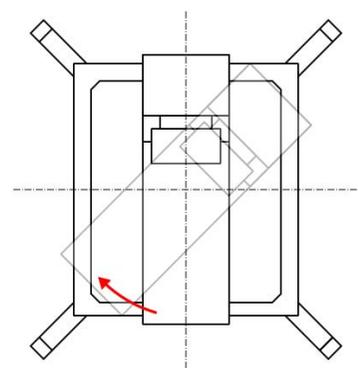
測定中心



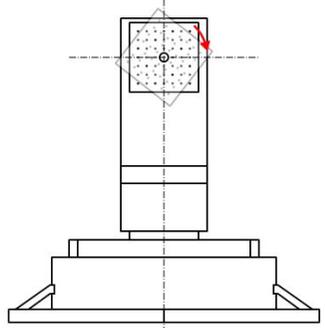
M6ねじ穴

照明器具の発光中心軸と、配光測定装置のベース中心が一致するように治具等の作成をお願い致します。

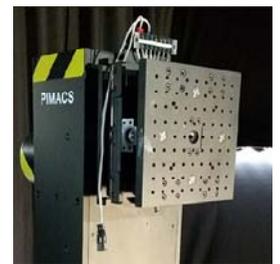
重量制限: 3kgまで
サイズ制限: 配光装置と同じ



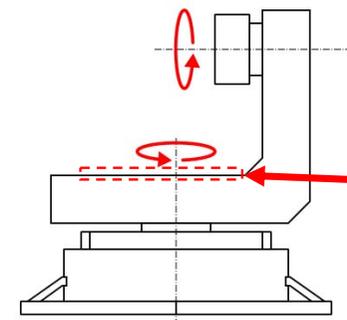
上から見た図



前から見た図



測定ベース90度回転時



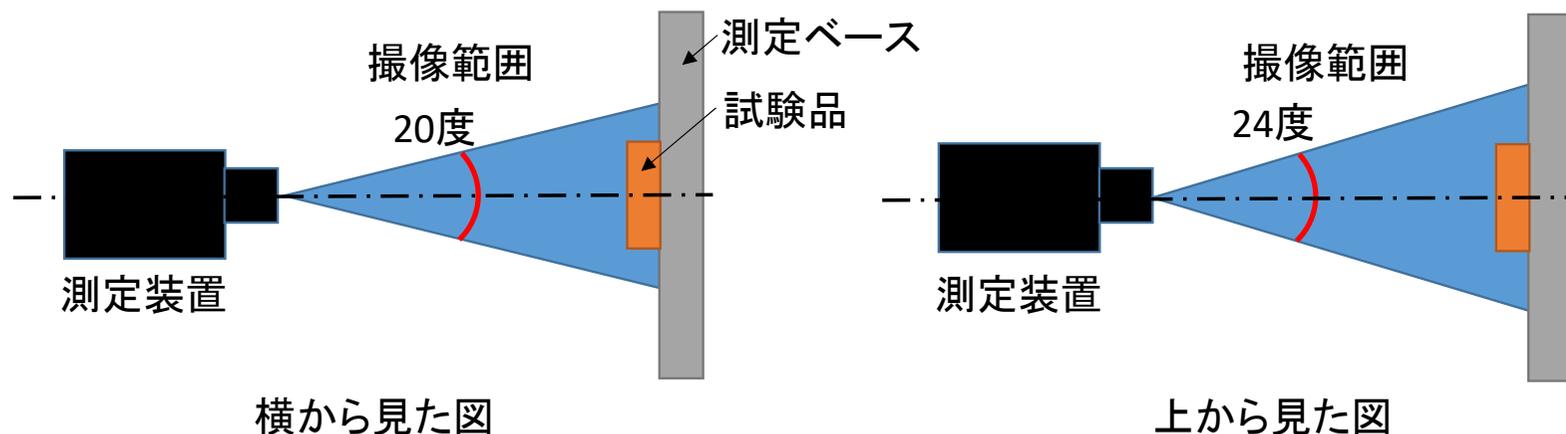
横から見た図

レーザー出射口
(試験品の設置不可)

配光装置のアームと測定ベースは、試験実施時にそれぞれ回転します。

青色光リスクレベル評価装置2/2

- 試験品の形式によって測定距離が異なります。
一般照明用ランプ又は照明器具 照度500lxとなる地点で測定
その他のランプ又は照明器具 距離200mmで測定
- 一度の測定で測定可能な測定範囲は水平24度×垂直20度の範囲になります。



試験品が上記の測定範囲よりも大きい場合は、一測定の料金ですべての範囲を測定することができません。この場合は、当センターからご連絡差し上げます。

ポリクロメータ、光フリッカ測定装置

特にサイズや重量の制限はございません。

電力計

- ・電圧、電流、消費電力測定は、試験品の配線末端部で行います。配線長分の電圧降下などがありますので、予めご了承下さい。
- ・電池駆動の場合は電圧、電流、消費電力測定ができません。
- ・安定器等が付属する場合、光源と安定器の間の電圧、電流、消費電力測定はできません。